

福島県土地収用事業認定審議会

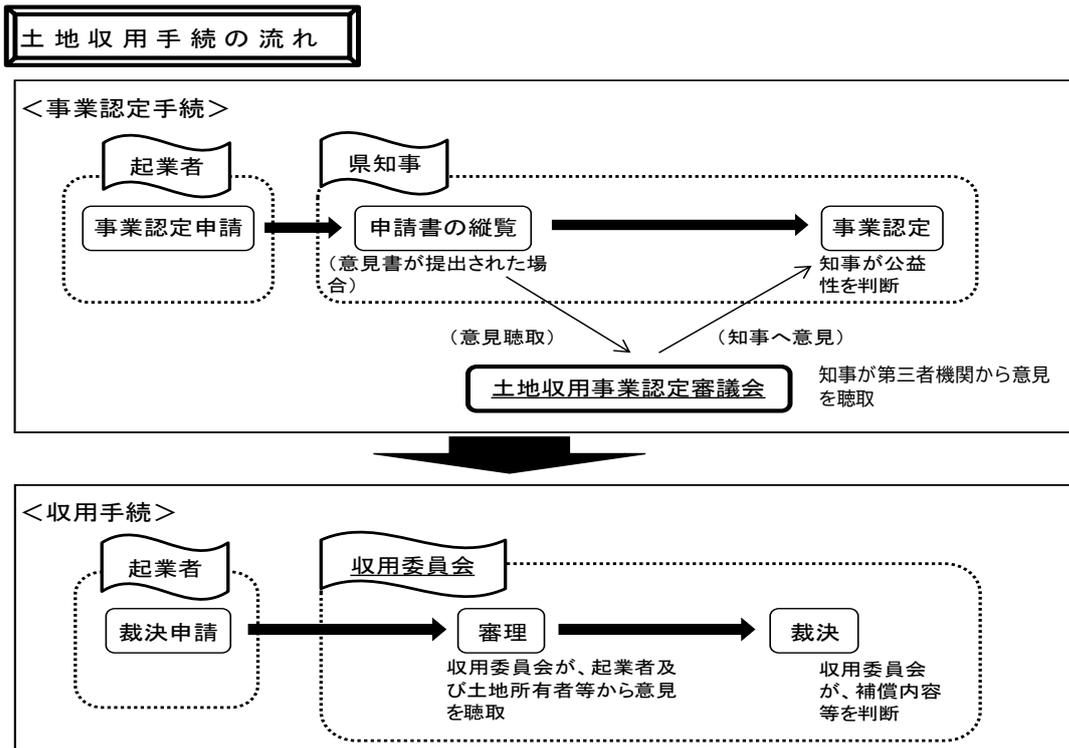
1 事業認定とは

公共用地の取得は、通常、任意取得により行われていますが、土地収用法に基づく収用を行う場合、その手続きの第一段階として事業認定行為があります。

※市町村等の事業 … 知事が事業認定を行う（土地収用事業認定審議会）

※県・国等の事業 … 国土交通大臣が事業認定を行う（社会資本整備審議会）

事業認定は、主に当該事業の公益性について判断するものです。



2 事業認定審議会の設置根拠

土地収用法第34条の7第1項に基づくものです。

「都道府県に、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、審議会その他の合議制の機関を置く。」

3 審議会委員の構成

土地収用法の改正に伴う国会の衆・参両議院国土交通委員会の附帯決議で、『…事業認定の審議に携わる委員については、法学界、法曹界、都市計画、環境、マスコミ、経済界等の分野からバランス良く人選するとともに…事業認定の中立性、公平性等の確保に努めること。』とされています。本県では、5名の委員が選任されています。

4 任期

審議会委員の任期は2年間です。